

美祢市生涯活躍のまち構想を策定しました

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、共に支え合うまちづくりを目指します。なお、構想の全文についてはホームページにも掲載しています。

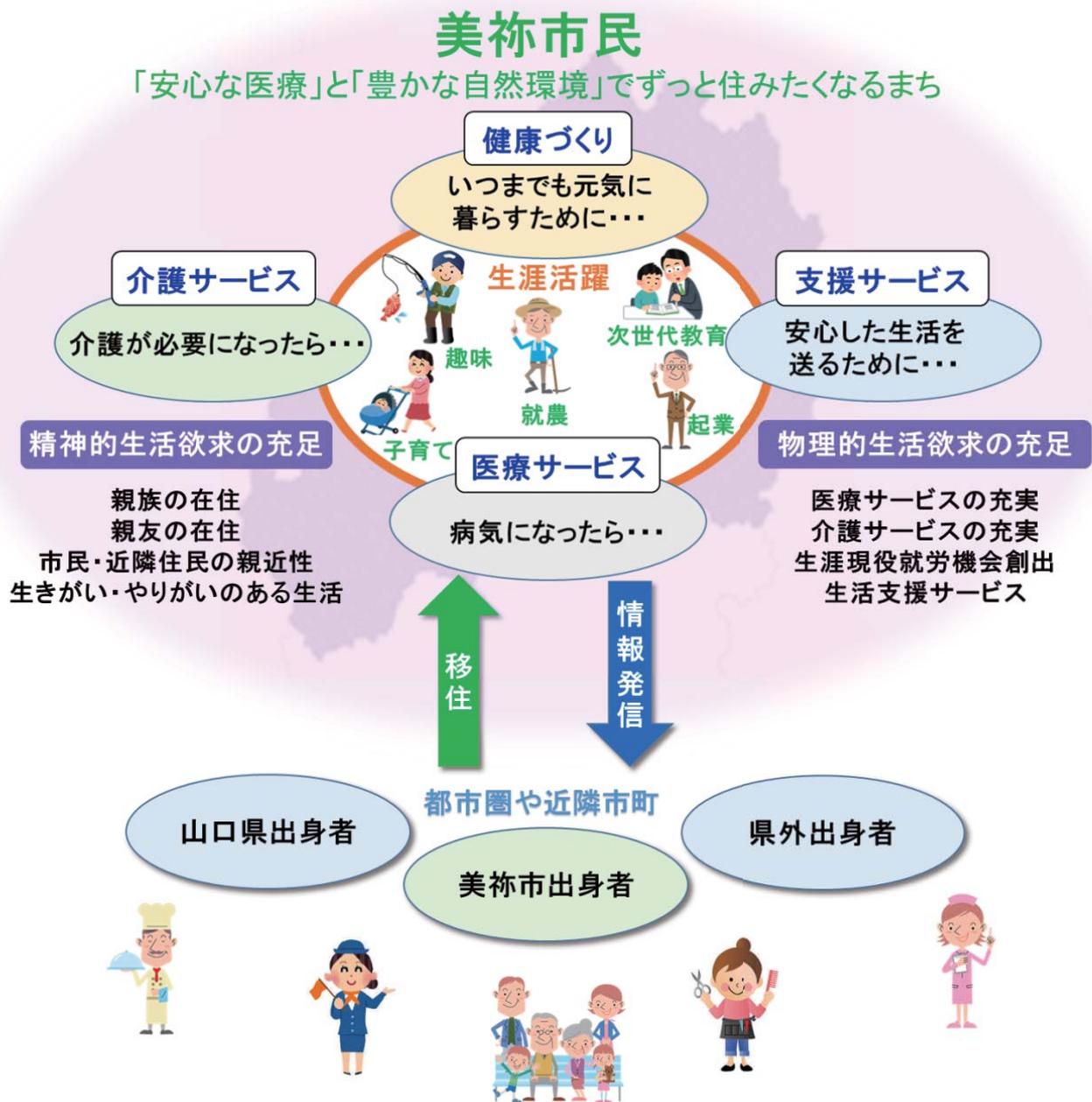
ビジョン

- この構想では、2つのビジョンを掲げています。
- ①年齢や性別にかかわらず、共に支え合い健康でアクティブな生活を送ることができるまちづくり
 - ②安心して必要な医療・介護を受けることができる環境の整備や、生きがいを持って暮らすことができる仕組みをつくることによる、美祢市で暮らすことの幸福感の向上

コンセプト

構想では、次に掲げる6つのコンセプトを柱に取り組んでいきます。

- ①住民が『共生』するまちづくり
- ②継続的なケアを基にした『つながり』のある社会の構築
- ③就労及び社会貢献活動を通じた『生きがい』の探求
- ④ITを活用した『安全・安心』なサービスの提供
- ⑤地球公園という名の大地で生活する『誇り』の醸成
- ⑥参画と交流による『幸福感』の向上



〔美祢市生涯活躍のまち構想〕イメージ図〕

第38回 秋吉台観光まつり 花火大会

7月30日(土)

秋吉台 カルスト展望台付近

※少雨決行・荒天時は31日(日)に順延

20時～ レーザーショー

20時10分～ 打ち上げ花火
(約1,800発・二尺玉1発)

21時～ 終了

シャトルバスを運行します。
運行時間等は下記問合せ先まで。

「秋吉台市場」出店者募集

花火大会会場内に開設する「秋吉台市場」で、食品の販売等のバザー出店者を募集します。

■開催日時 7月30日(土) 16時から21時まで

■開催場所 秋吉台展望台駐車場

■募集店数 18店程度

■募集条件 市内特産品等を利用した飲食物の販売及び美祢市のPRにご協力いただける団体又は個人(市内の方及び(一社)美祢市観光協会会員を優先します)

■出店料 10,000円

■募集締切 7月8日(金)

※お電話でお申込み下さい。
出店申込書を送付いたします。

夏休み期間中のタイアップイベント

ナイトサファリ

秋吉台サファリランドを夕方より特別開園。

普段は見られない夜の動物たちを間近で見学。

開催日 8月6日(土)、11～14日(お盆期間)

20日(土)、27日(土)

9月17日(土)、18日(日)

秋吉台家族旅行村【体験イベント】

イベント	開催日	備考
ピザづくり体験	7月16日(土)	要予約 約20名
	7月30日(土)	
木工・草木染体験等	7月23日(土)	13時～15時
	8月21日(日)	10時～12時
ログビルダー認定講座	7月2日(土) ・3日(日)	見学参加可
	8月6日(土) ・7日(日)	
HappyHour Meeting2016	9月3日(土) ・4日(日)	アメ車やハーレー・オーナーなどによるミーティングイベント

秋吉台リフレッシュパーク【体験イベント】

イベント	開催日	備考
親子グランドゴルフ大会	7月17日(日)	キャンプ等利用者(要予約)
木工・草木染体験等	7月24日(日)	10時～12時
	8月20日(土)	13時～15時

問合せ先 秋吉台観光まつり実行委員会((一社)美祢市観光協会内)【☎0837(62)0115】
カルストドットコム 【🌐http://www.karusuto.com/】

子どもの福祉医療費助成制度 手続きについてのご案内

8月1日受診分から、子どもの福祉医療費助成を拡充します。

●助成対象…保険診療(通院、入院、調剤)の自己負担分

※入院時の付添料・食事代・室料の差額・自由診療・予防接種・検診など、保険診療外の費用は対象になりません。

■乳幼児医療費助成制度

対象児童	所得制限
0歳から小学校就学前まで (6歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	なし

- 現在、受給者証を交付されている人は自動更新のため手続きは不要です。引き続き対象となる場合は、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。
- 現在、受給者証を交付されていない人は、申請のご案内を6月下旬に発送していますので、手続きをお願いします。

■こども医療費助成制度

対象児童	所得制限
小学校1年生から 小学校6年生まで (12歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	あり ※父母の市民税所得割額 合計136,700円以下 (税額控除前)

- 対象者には、申請のご案内を6月下旬に発送していますので、手続きをお願いします。

詳しくは **美祢市 つぼみねっと** で **検索**



問合せ先 地域福祉課【☎0837(52)5228】

更新は8月31日☎まで

手続きはお早めに。

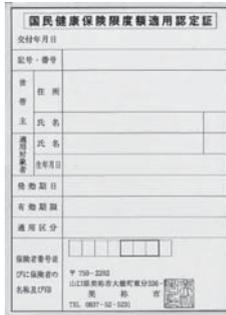
限度額適用認定証

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「限度額認定証」）の有効期限は、7月31日☎までとなっており、更新が必要になります。

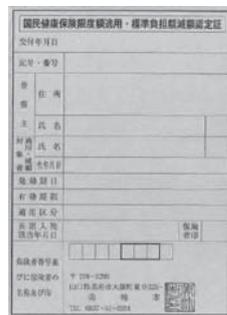
8月1日☎以降有効の限度額認定証の更新手続きは、7月15日☎から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（以下いずれも「保険証」）・現在お持ちの限度額認定証・印鑑をご持参のうえ、8月31日☎までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分（ア、イ、ウ、エ、オ）は、平成27年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

※新規で限度額認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きをしてください。



国民健康保険
限度額適用認定証



国民健康保険 限度額適用・
標準負担額減額認定証

高齢受給者証

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日☎までとなっていますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。8月1日☎以降は、新しい「高齢受給者証」をお使いください。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に表示してください。なお、自己負担割合は平成27年中の所得などにより変わる場合があります。



介護保険

負担限度額認定証は更新手続きが必要です

問合せ先 高齢福祉課 ☎0837(52)5229

介護保険を利用して特別養護老人ホームなどへの入所又は短期入所をした場合に、所得が一定以下の人は負担限度額認定申請により食費と居住費を軽減する制度が設けられています。

負担限度額認定の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとなっていますので、毎年更新が必要です。平成27年度の対象者には、6月に更新の申請書類を送付しましたので、引き続き認定を希望する場合は更新の手続きをしてください。

また、現在認定を受けていない人で右枠内の条件にあてはまる人は、所得や世帯の状況などにより対象となる場合がありますので、新規に申請してください。

なお、8月からは、利用者負担段階を判定する収入に、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入も含めて判定することになります。このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である人のうち、

非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

●負担限度額認定の対象となる人

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）への入所（入院）又はショートステイを利用している人のうち、次のいずれにも該当する人

- ①生活保護世帯又は市民税非課税世帯であること
- ②配偶者が非課税であること
(別世帯にいる配偶者や内縁関係の人を含む)
- ③預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること



「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「減額認定証」）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きしてください。

なお、過去1年間の入院日数が91日（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数がわかる書類をご持参ください。



【申請に必要なもの】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

【申請場所】

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日回となっております。

減額認定証をお持ちで8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）又は「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、7月31日回までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日回以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日回以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

- ※1 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万として計算します）又は老齢福祉年金受給者
- ※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税（区分Ⅰに該当する人を除く）

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付している保険証（緑色）は、有効期限が7月31日回となっております。

新しい保険証（オレンジ色）は、7月下旬に郵送（簡易書留）されます。新しい保険証は8月1日回からお使いください。

なお、現在お持ちの保険証（緑色）は8月1日以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

歯科健康診査

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、歯科健康診査を行っています。

対象者は、この機会に歯科健康診査を受診し、ご自身の“お口の健康”についてご確認されてみてはいかがでしょうか。

- 健診項目 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など
- 対象者
 - ・前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された人
 - ・前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された人
- 期間 7月1日(金)～12月31日(土)

- 実施場所 実施歯科医療機関については、6月末までに封書でお届けする歯科健康診査受診券に同封します。
- 持参品
 - ①歯科健康診査受診券
 - ②同封の質問票
 - ③後期高齢者医療被保険者証
- 自己負担額 300円

市職員募集 このまちを愛し、市内に居住し、市民の目線に立って、何事にもチャレンジしていただける人を私たちは待っています。

試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種		採用予定人員	受験資格
中級職	社会福祉士	1人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、資格を取得している人、又は平成29年3月31日までに取得見込みの人
初級職	行政B (地元枠含む)	3人程度 (うち地元枠 1人程度)	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業した人、又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの人（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）
	消防 (地元枠含む)	2人程度 (うち地元枠 1人程度)	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上を卒業した人、又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの人で、採用後、美祢市内に居住する人（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）

《地元枠》

上記受験資格の他に申込時に美祢市内に住民票がある人又は市内高等学校に通学している人

※災害等危機管理の迅速な対応のため、地元枠を設けました。ただし、試験の成績によっては地元枠での採用がない場合があります。

- 提出するもの：受験申込書（受験票含む）、82円分の切手
- 申込期間：7月1日☎～8月22日☎（※郵送は当日消印有効）
- 一次試験日：9月18日☎
- 受験申込書の請求先：総務課、各総合支所総合窓口課、市ホームページからもダウンロードできます。

申込・問合せ先 総務課 ☎0837(52)1111

募集

美祢市男女共同参画審議会委員の募集

市では、男女共同参画社会の推進に向けて、市民の皆さんの意見を幅広くお聞きするために審議会委員を募集します。

- 募集人員 3人程度
- 委員の任期 9月1日から2年
- 委員の職務 年2回程度開催の審議会への出席及び各種研修会への参加等

- 応募資格 満20歳以上の市民で、美祢市の男女共同参画社会推進に関心のある人
- 応募方法 応募用紙に必要事項および「美祢市の男女共同参画社会の実現に向けて」をテーマとした意見、提言等を記入のうえ、地域福祉課に提出。
- 応募締切 7月15日☎
- 応募用紙備付場所 地域福祉課、各総合支所総合窓口課、各出張所・公民館（市ホームページからも入手できます）
- 応募・問合せ先 地域福祉課 ☎0837(52)5227

成人式実行委員の募集

市では、平成29年美祢市成人式〔平成29年1月8日☎開催〕の企画・運営に参加して下さる実行委員を募集しています。

新成人の門出を自分達の手で盛り上げてみませんか。

- 対象者 平成29年美祢市成人式に出席し、実行委員会の会議に参加できる人（実行委員会は9月から5回程度開催予定）
- 主な役割
 - ・式典の手伝い
 - ・アトラクション、交流会の企画、運営
- 募集人数 20人程度
- 申込方法 電話、FAX又はメール
※FAX、メールの場合は、住所、氏名、連絡先、生年月日を記入のこと
- 申込期限 7月1日☎～8月1日☎
※申込期限については、募集人数に達するまで随時延長
- 申込・問合せ先 生涯学習スポーツ推進課
☎0837(52)5261
☎0837(52)2562
✉shosupo@city.mine.lg.jp

陸海空自衛官募集

募集対象

対 象	応募資格(平成29年4月1日現在)	受付期間	試験日
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満の男女	年間を通じておこなっています	9月中旬
自衛官候補生(女子)		8月1日(日)～9月8日(日)	(受付時にお知らせします)
一般曹候補生			9月22日(日)
航空学生	高卒(見込含む)21歳未満の男女		

募集説明会

①自衛隊山口地方協力本部宇部地域事務所
(宇部新川駅東側徒歩1分)にて、随時
実施【☎0836(31)4355】

②7月17日(日)・18日(日) 美祢市民会館 2階第1会議室にて、
10時～17時まで行いますので、お気軽にお立ち寄り下さい。
電話での問い合わせ、自宅に訪問しての説明も対応します。

問合せ先 美祢担当広報官 藤井秀孝【携帯：070(6591)0893】

警察官(A)(B)、警察事務職員(高卒程度、身体障害者選考)の募集

募集対象

対 象	受験資格(平成29年4月1日現在)	受付期間	試験日
警察官	A 昭和58年4月2日以降に生まれ、4年制以上の大学を卒業又は平成29年3月31日までに卒業見込みの人	7月8日(日)～ 8月26日(日)	9月18日(日)
	B 昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、警察官(A)以外の学歴の人		9月25日(日)
警察事務職員	高卒程度 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、4年制以上の大学を卒業又は卒業見込みの人を除く	8月26日(日)	9月25日(日)
	身体障害者 昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、障害の程度が1級から4級までの人		10月1日(日)

*受験案内・申込書は、県内の警察署、交番・駐在所で受け取ることができます。また、人事委員会事務局のホームページにも掲載されています。

問合せ先 美祢警察署【☎0837(52)0110】 警察本部警務課【☎083(933)0110】

糖尿病予防教室

糖尿病の基礎知識や糖尿病を予防するための食事や活動のコツを楽しく学ぶことができる教室を開催します。血糖値が気になっている人、ぜひご参加ください。

●対象者 40歳から74歳までの血糖値が高め(血糖値100mg/dl以上又はHbA1c5.6%以上)で糖尿病の治療をしていない人

●会場 美祢市保健センター

●教室の内容

①7月27日(日)

講話「糖尿病の予防について」

②8月3日(日)

講話「糖尿病を防ぐコツ(食事編)」

③8月9日(日)

講話・実技「糖尿病を防ぐコツ(食事・活動編)」

●時間 13時30分～15時30分

●講師 美祢市立病院 糖尿病看護認定看護師 新谷美智子先生

●参加料 無料

●申込期限 7月20日(日)

●申込・問合せ先

健康増進課

【☎0837(53)0304】

美東総合支所総合窓口課

【☎08396(2)5005】

秋芳総合支所総合窓口課

【☎0837(62)1909】

みとう大学歴史講座

市内の史跡・文化財・自然などを題材にして、郷土に関係する重要な事件・重要人物について学習する講座を開催します。

●主催 長登銅山文化交流館、みとう大学歴史講座運営委員会

●年会費 3,000円/1人(7回講座の資料代等)

※年会費の徴収は、第1回講座時に受付で行います。

※途中入会の場合の年会費は、事務局とご相談ください。

※3月の県内史跡、博物館巡りは別途実費を徴収します。